



令和8年度  
心とからだの  
健康推進運動

9.1<sup>火</sup> ▶ 30<sup>水</sup>

健診とストレスチェックで  
心もケア  
職場に活力健やか未来

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の健診項目が  
令和9年4月から一部変更になります

<新しい診断項目> (下線部が変更点)

既往歴及び業務歴の調査  
自覚症状及び他覚症状の有無の検査  
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査  
胸部エックス線検査 ※喀痰検査が削除  
血圧の測定  
貧血検査（血色素量及び赤血球数）  
肝機能検査（AST、ALT、 $\gamma$ -GT）  
血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、  
血清トリグリセライド）  
血糖検査  
血清クレアチニン検査  
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）  
心電図検査

<変更点>

- ①「血清クレアチニン検査」が追加されました  
・腎臓の機能を調べるものです  
・40歳未満の人は、医師が必要でないと認めるとき  
に省略できます
- ②「喀痰検査」が削除されました
- ③肝機能検査の酵素名が変更されました  
必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し  
支えありません

詳しくはこちら⇒



女性特有の健康課題に係る質問項目が一般健康診断問診票に追加され、  
女性の健康課題に係る健診機関向けマニュアル及び事業者向けマニュアル等が公開されました

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題に  
ついて、一般健康診断の機会を活用し、働く女性本人の  
気づきを促し、必要に応じて医療機関にアクセスできる  
よう支援することを目的としています。

女性の健康問診は事業者の義務ではありませんが、問診  
の機会を有効に活用いただくことが期待されています。

女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、  
更年期障害など）で職場において困っていること  
がありますか。

①はい ②いいえ

健診機関向けマニュアルはこちら⇒



事業者向けマニュアルはこちら⇒



一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について、  
令和7年7月に国から協力が依頼されています

歯科の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、  
必要に応じて医療機関にアクセスできるよう支援するこ  
とを目的としています。

通知⇒



リーフレット⇒



公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)とは

労働安全衛生法に基づく事業主健診、保健指導、産業  
医による職場環境改善などを実施する労働衛生機関の集  
まりです。全国114機関の会員が、年間延べ5,000万人  
の健診を実施しています。全衛連は、働く人の健康増進の  
ため、良質な健康診断とそれに基づく事後措置をお届け  
することを目指します。主な事業は、①総合精度管理事  
業、②労働衛生サービス機能評価事業、③教育研修事業、  
④ストレスチェック事業、⑤出版事業です。